集団資源回収・古衣料回収のご案内

集団資源回収は、市内の町内会等が、各家庭から出る資源物を集め、資源回収業者へ引き渡すリサイクル活動です。ごみの減量化と資源の有効活用を進めるため、ご協力をお願いします。

集団資源回収品目と出し方

古紙類

新聞紙

十字にしばるか袋に入れる。（折込チラシを含む）

雑誌

のり付きとのり無しに分け十字にしばる。
封筒、はがき、ポスターはのり付き雑誌の束にはさめる。
※セロファン付き封筒はセロファンを取り除く。

段ボール

平たくのばし十字にしばる。
ティッシュやお菓子の紙箱は、段ボールの間にはさめる。
※ティッシュの箱はビニールを取り除く。

雑がみ

封筒、コピー用紙、ラップの芯、ティッシュの箱、お菓子の紙箱など。
紙袋か段ボールに入れて、紙ひもでしばる。

雑がみで出せないもの

- ヨーグルト・カップめんの容器、紙コップ等の防水加工された紙
- シュレッダーで裁断した紙
- アルミ・ビニール・ラミネートコーティングされた紙、金・銀色の折り紙等
- 写真等の印画紙
- 宅配ピザの紙箱、使い終わったティッシュ・キッチンペーパー等の汚れた紙
- シール等の粘着紙
- 宅配便の伝票等のカーボン紙
- レシート等の感熱紙
- 親展はがき等の圧着紙
- 洗剤・石鹸・線香の箱、トイレットペーパー芯等の臭いがついた紙

金属類

空き缶

ジュース、ビールの缶、ボトル缶、缶詰の缶など。
アルミ缶、スチール缶に分別する。中を洗い、つぶさず出す。
紙ラベルははがす。

鉄くず

家庭から出る鉄やアルミなどの金属類、鍋、やかん、フライパン、工具類、物干し竿、自転車など。
小さなものは１kg以上にして袋に入れ「鉄くず」と表示して出す。
大きなものは「鉄くず」と書いた紙を貼って出す。

鉄くずで出せないもの

- 刃のついたもの（包丁、ナイフ、はさみ、鎌等）
- 先端の尖ったもの（くぎ、画びょう、針等）
- 電池類、電子・加熱式たばこ、ワイヤレスイヤホン等
- 引火、爆発の恐れがあるもの（スプレー缶、カセットボンベ、ガソリン携行缶等）

リターナブルびん

一升びん（茶色・緑色）
ビールびん
ジュースびん

ふたを外して、中を洗って出す。
ワイン、洋酒、ドリンク剤、調味料、欠けたりひびが入っているものは「４種資源物」に出す。
リターナブルびんは回収する町内会が限られています。

紙パック

紙パックマークのあるもの

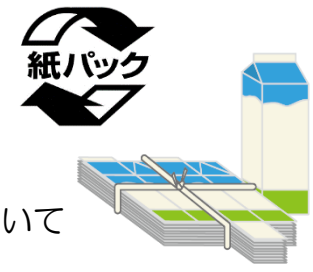

洗って開いて乾かし、十字にしばる。
プラスチックのふたが付いている場合は切り取る。
内側がアルミコーティングされたものも回収の対象。

＜お問い合わせ先＞
公益財団法人　ちとせ環境と緑の財団　〒066-0047 千歳市本町３丁目21番地（千歳神社入口）
電話　0123-26-1213　FAX　0123-22-1118
ホームページ　https://www.chitosekankyou-midori.or.jp/
メール　shigen@chitosekankyou-midori.or.jp

回収方法のご案内

資源庫回収

町内会等が設置している資源回収庫に、
分別した資源物をいつでも出せます。

拠点回収

町内会等が指定する日時・場所に、
分別した資源物を出します。

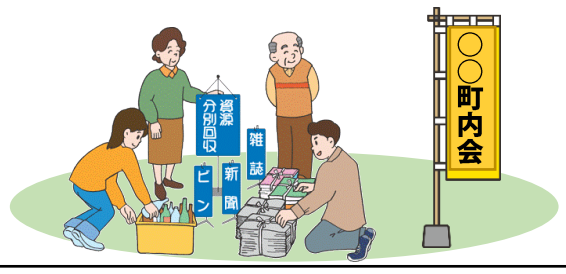

戸別回収

町内会等が指定する日時に自宅前等に、分別した資源物を出します。
集合住宅は専用ごみステーションの外側に出します。
専用ごみステーションがない場合は、敷地内の邪魔にならない場所で道路から見える位置に出します。

出し方の注意

※集団資源回収の回収方法・回収日・回収品目は、町内会等が指定しています。
　指定以外の場所や日時、品目を出すと回収されません。
※出せるのは、家庭から出る資源物に限ります。事業ごみは出せません。
※集団資源回収で出せないものは、市のごみ分別方法に従って、ごみとして出して下さい。
※集団資源回収を実施していない町内会等もあります。（現在 141 団体が登録しています）
　詳しくは、お住いの町内会等にご確認下さい。

古衣料回収

●市内 15 か所の公共施設に設置した回収ボックスで、古衣料（古着、古布）を回収しています。
●回収した古衣料は、海外で古着として再利用されたり、工業用ウエスとして再生利用されます。

回収しているもの

洗濯した紳士服・婦人服・子供服、シーツ、タオル、靴下、着物、カーテン類等
※汚れている、濡れている、臭いがある、制服、下着、タイツ、合羽、革製品、靴、バッグ、ベルト、布団類、切れ端等は回収できません。※回収ボックスに、ビニール袋・紙袋を入れないで下さい。

回収している場所

各コミュニティセンター、総合福祉センター、東部支所、支笏湖支所、
社会福祉協議会、消費者協会（東雲会館内）

学生服リユース事業

学生服は古衣料回収に出せません！

●市内の中学校・高校の制服やジャージ類、柔道着等を、財団事務所で受入れ、必要としている方に無償で提供する「学生服リユース事業」をご利用ください。詳細は、環境と緑の財団までお問い合せ下さい。